

5-2. 避難指示の解除

1. 避難指示解除にむけての動き

01. 平野三宅村長から石原都知事に対し、避難指示解除への理解と支援を要請した。

16年7月20日、平野三宅村長から石原都知事に対し、三宅島の帰島問題について「『災害対策基本法第60条第4項』に基づき、平成17年2月に避難指示を解除し、村民の帰島を実施することを決断したいと思うので、ご理解とご支援をお願いしたい。」旨の要請が行われた。石原都知事は、「火山ガスの放出は依然として続いており、その影響については、専門家も100%の保証はできないという状況にある。帰島については、そのようなことを十分に踏まえて、自己責任というものを考えられたうえで、村民の方々をご自分で決断し、選択されるべきものとする。村は、火山ガスの状況や村民の方々の意向、そして、今後専門家の意見を聞きながら進めていくべき安全対策などを総合的に判断して、避難指示を解除し帰島する意向を固められたものであり、都は村の判断を尊重したい。都としても、国と連携しながら帰島への取組を全力で支援していく。」旨のコメントを公表した。[『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p.93]

02. 避難指示解除にむけて様々な支援対策が行われた。

16年7月27日、三宅支庁内に「東京都三宅島帰島支援現地対策本部」(事務局:三宅支庁)を設置した。

16年8月4日、第1回「東京都三宅島帰島支援対策本部会議」を開催し、三宅島帰島支援に向けて各局が連携・協力して取り組むことを確認した。

16年9月17日、東京都三宅島帰島支援対策本部は、三宅島の避難指示解除に向け、平成16年度中に実施すべき村営住宅や医療体制の整備、学校の再開、産業基盤の整備など総事業費150億円の三宅島帰島緊急支援事業を実施することを決定した。

16年10月29日、三宅島における避難指示解除までの安全確保対策について決定した。
[『平成15年東京都の災害』東京都(2005/3), p.93]

2. 避難指示解除

01. 平野三宅村長が避難指示を解除した。

平成 17 年 2 月 1 日、三宅村長が避難指示解除 [『平成 15 年東京都の災害』東京都 (2005/3), p. 94]

02. 一つの行政区の住民全員が四年半にもわたって避難を続けたのは初めてのことだった。

火山活動の影響で伊豆諸島の三宅島の住民が島を離れたのは、二〇〇〇年(平成十二)九月のことだった。二〇〇〇年(平成十二)六月から三宅島の地震活動が活発になり、七月に雄山が噴火した。その後も活動が活発化して低温の火砕流が出るようになり、三宅村は東京都などと相談して、すべての住民の島外避難を決めたのだった。

その後、有毒な火山ガスが大量に放出されるようになり、住民の避難生活は、二〇〇五年(平成十七)二月一日に避難指示が解除されるまで、四年半に及んだ。自然災害によって、一つの行政区の住民全員が、四年半にもわたって避難を続けたのは初めてのことだった。また、噴火による直接的な犠牲者を出していないことも大きな特徴だ。

当初、行政や住民は長くても半年間くらいの避難で、火山活動がおさまってくれるのではないかという期待をもっていたが、自然の活動はそう単純ではない。火山ガスの放出量は次第に減少したが、いまだにおさまったわけではない。

しかし、なんとか帰島したいという住民の強い希望に沿って、安全面での条件を整備することで帰島が実現した。 [『災害情報が命を救う』山崎登 (2005/12) , p. 153-154]

03. 三宅村が帰島に踏み切った二つの理由。

二〇〇五年(平成十七)二月一日(火)三宅島の避難指示が解除されたが、噴火前のように通常の生活ができる状態ではなかった。にもかかわらず、村が帰島に踏み切った大きな理由は二つある。

一つは、ガスの放出量が低下傾向で、ガスを避けながら生活できるレベルになり、大規模な噴火につながる兆候もみられないという専門家の見方があったことだ(二〇〇〇年(平成十六)十二月の火山噴火予知連の見解)。そこで、村は条例を作って観測体制と避難体制を整備した。

二つ目の理由は、四年を越える長期の避難生活によって、住民が精神的にも経済的にも厳しい状況に追い込まれたことだった。 [『災害情報が命を救う』山崎登 (2005/12) , p. 165]

04. 帰島を達成した喜びが三宅島住民の生きるエネルギーになっているのだろう。

帰島後から半年の三宅島を見て、住民の多くが避難生活を送っていたときよりも、ずっと生き生きしているように感じた。自分たちが望み続けた「帰島」を達成した喜びがエネルギーになっているのだろう。 [『災害情報が命を救う』山崎登 (2005/12) , p. 160]